

## 三木市議会交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三木市議会議長等が市議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際上特に必要と認める場合に支出する議会交際費(以下「交際費」という。)について、その種別、支出範囲、その他必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 交際費の種別は次に掲げるとおりとし、支出限度額は別表に掲げるとおりとする。

(1) 会費

ア 会議、研修会及び講演会に参加するための負担金

イ 各種団体等が開催する会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会に係る経費

(2) 慶祝、弔慰、義援金

ア 市政、市議会関係者等に対する社会的習慣に基づく儀礼を行うための経費

イ 災害義援金等

(3) 賛助金等

ア 議長賞(議長が認めた団体が主催する行事)に係る経費

イ 議長が必要と認める各種団体への賛助金、協賛金等

(4) 接遇 来客用飲料等に係る経費

(5) 雑費 公用名刺代等

(6) その他 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要であると認める経費

(公表)

第3条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月末までに行う。

(公表の方法)

第4条 交際費の公表は、市議会のホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供するものとする。

(基準の見直し)

第5条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

※ 改正の経緯

令和6年2月29日 議会運営員会で決定。

- 1 別表(第2条関係)2の部弔慰の項備考の欄中「同居の父母の場合」を「父母の場合」に改める。